

欧州ICTレポート

ICTの技術・サービスの高度化により、パーソナルデータの保護が政策課題として重要性を増している。伝統的に人権意識の高い欧州では、1995年にEUデータ保護指令を採択し、権利の保護に取り組んできたが、近年のICTの高度化を踏まえ、2012年、欧州委員会が同指令を置き換える新たなデータ保護規則案を提案した。本案は、修正を経て本年6月に欧州連合閣僚理事会で承認され、本年8月現在、欧州委員会、欧州議会の三者による調整が行われている。

本規則案で重要な点の1つが、プライバシー・バイ・デザインの原則を明記し、データ管理者(controller)に対し、この趣旨に沿った適切な技術的・組織的措置を講じること等を義務付けていることである。プライバシー・バイ・デザインとは、サービス等を導入する際、パーソナルデータを適切に扱うよう「設計段階で事前に作り込む」という考え方だ。

技術、研究開発の観点からは、開示データの最小限化、偽名化といった、プライバシー・バイ・デザインのための具体的な技術的措置の名称が法文に付け加えられた点が興味深い。

そして、このEUデータ保護規則策定の議論と歩調を合わせ、プライバシー・バイ・デザインを実現する技術の開発に向け、EUの研究開発助成プログラム「第七次枠組計画(FP7)」等の下、多くのプロジェクトが実施されていることにも注目したい。

代表例として挙げられるのが「PRIPARE」プロジェクトである。PRIPAREは、プライバシー・バイ・デザインの一般的な方法論の策定を目的に、研究開発組織間のコーディネーションを行うものであり、①プライバシー・バイ・デザインの方法論に係る参照モデルの策定、②研究者、法律家、政策立案者、一般の利用者など様々な

加速するプライバシー保護技術の開発

岡本成男

レベル向けの教材の作成、講習の実施、③欧州委員会における政策的検討プロセスへの専門的な視点からの勧告、などを主な活動内容とする。PRIPAREは、上記EUデータ保護規則案策定の動きと強く結びついたプロジェクトであり、技術者だけでなく、ICTに係る法研究に関し欧州で最高レベルの研究機関である、ルーヴァン・カトリック大学の「ICRI/CIR (The Interdisciplinary Centre for Law & ICT)」が参加し、プライバシー保護法の専門家を迎え、法的・技術的の両面から検討を行っている。

また、プライバシー・バイ・デザインの実現に必要な様々な個別技術、すなわち、プライバシー保護強化技術の研究も盛んである。例として、FP7の下で実施されている「ABC4TRUST」、「PRACTICE」の両プロジェクトが挙げられる。

ABC4TRUSTは、インターネットユーザーがオンライン認証の際に認証者に開示する必要がある個人情報を最小限化する技術として、ネット上での認証技術を属性ベースの証明(ABC: Attribute-based Credentials)により改善する技術を開発している。パイロット実験では、電子投票の際、投票者の匿名性を保持しつつ不正投票を防止する仕組みの有効性研究などが行われた。また、PRACTICEは、クラウドシステムにおけるプライバシー保護を強化することを目的とし、クラウドプロバイダーにさえもユーザーの個人情報を見えなくする暗号技術を開発している。

我が国でも、ビッグデータ時代の到来を踏まえ、個人情報の保護と有用性の確保等を目的とする個人情報保護法改正案が国会に提出されるなど、法的な対応が進んでいるが、併せ技術開発をいっそう進めて行く必要がある。その際、法的な対応と技術開発の推進とを車の両輪として推し進める欧州の取組みは大いに参考になる。

※本稿は、筆者の個人的見解である。

※本コラムは欧州在住の各氏によるリレー連載です。